

報道関係者 各位

令和4年8月18日

【照会先】

医政局地域医療計画課

医療安全推進・医務指導室

医療監視専門官 水村 隆史(内線 2764)

〃 大野 豊 (内線 2764)

(代表電話) 03-5253-1111

## 特定機能病院に対する立入検査結果について(令和3年度)

医療法の規定に基づき、令和3年度に各地方厚生(支)局が実施した特定機能病院に対する立入検査結果の概要について公表します。

### 1. 立入検査の目的

特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。

### 2. 実施主体等

医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣(各地方厚生(支)局長)が実施。(原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施)

### 3. 実施時期等

特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査の実施が困難な場合は、医療機関において書面による自主点検を行い、それを行政が確認等を行うことで令和3年度立入検査を実施したものとみなす取扱いとした。

### 4. 立入検査結果

令和3年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、18病院に対して立入検査を実施(それ以外の69病院に対しては、書面等による確認を行い、令和3年度に実施したものに替えることとしている。)。なお、検査を実施した病院に対しては、実施より概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部(局)長宛、立入検査結果を通知済み。

# 特定機能病院に対する立入検査について

## 1. 立入検査の目的

- 特定機能病院が法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、病院を良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

## 2. 実施主体等

- 医療法第25条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣（各地方厚生（支）局長）が実施。  
（原則として、医療法第25条第1項に基づき都道府県・保健所設置市が行う立入検査と合同で実施）

### （参考）医療法

第25条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

### 2（略）

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 3. 実施時期等

- 特定機能病院87病院に対し、毎年6月～翌年2月の期間において、原則年1回実施。  
ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、同年度に立入検査の実施が困難な場合は、医療機関において書面による自主点検を行い、それを行政が確認等を行うことで令和3年度立入検査を実施したものとみなす取扱いとした。

## 4. 立入検査結果

- 令和3年度については、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、18病院に対して立入検査を実施。（それ以外の69病院に対しては、書面等による確認を行い、令和3年度に実施したものに替えることとしている。） なお、検査を実施した病院に対しては、実施より概ね1ヶ月以内に実施施設の病院管理者及び各都道府県衛生主管部（局）長宛、立入検査結果を通知済み。

# 令和3年度 特定機能病院への立入検査結果について

- 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、一部の特定機能病院に限定して立入検査を実施。  
令和4年3月31日現在、立入検査を実施した18病院及び書面等による確認を行った69病院のうち44病院に対して、検査結果を通知済み。

## 1. 実施結果

- (1) 指摘事項等があった病院 . . . . . 41病院
- ①「不適切な事項」を通知した病院 . . . . . 0病院
  - ②「検討を要する事項」を通知した病院 . . . . . 3病院
  - ③「口頭指摘事項」のあった病院 . . . . . 40病院
- (2) 指摘事項等がなかった病院 . . . . . 46病院

## 2. 主な指摘（指導）事項

- 「検討を要する事項」 . . . . . 5件
- ①医療の安全管理のための体制の確保 (2件)
  - ②その他 (3件)
    - ・患者、家族等へ行った説明について など
- 「口頭指摘事項」 . . . . . 101件
- |                              |  |
|------------------------------|--|
| ①医療の安全管理のための体制の確保 (11件)      | ⑦情報提供受付窓口 (3件)   |
| ②職員研修の実施 (22件)               | ⑧高難度新規医療技術・未承認新規医薬品 (2件)   |
| ③院内感染対策 (6件)                 | ⑨管理者の選任 (5件)   |
| ④医薬品、医療機器の安全管理のための体制の確保 (6件) | ⑩事故発生防止に係る第三者評価 (7件)   |
| ⑤医療事故報告書の作成、登録分析機関への報告 (13件) | ⑪その他 (24件) <ul style="list-style-type: none"><li>・輸血療法委員会の出席率について</li><li>・職員の健康診断の実施について など</li></ul> |
| ⑥監査委員会 (2件)                  |  |

※ 指摘のあった病院に対しては、翌年度の立入検査で改善状況を確認することとしている。